平成２５年（フ）第１７５号
東京都世田谷区瀬田５丁目16番８号　レッドモンド201
債務者　長澤　信行
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号
東京都立川市錦町１丁目10番３号
債務者　大野　眞一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
東京都立川市錦町１丁目10番３号
債務者　大野　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８５号
東京都八王子市久保山町２丁目46番地２２―104
債務者　大野　慎吾
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６号
神戸市兵庫区本町１丁目４番23―603号、従前の住所神戸市垂水区桃山台２丁目12番地の19
債務者　石井　修二
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目10番１―201号、従前の事業所所在地兵庫県姫路市飾磨区英賀保駅前町１番地　ファーストイン英賀保駅前２階　201号
債務者　イマージュこと　萩野　裕佳（帰化前の氏名芦田和美こと金和美）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３２号
和歌山市畑屋敷千体仏丁21番地
債務者　中西　敏夫
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
北九州市小倉北区真鶴２丁目１番10―1303号
債務者　田中　長英
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　英弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５４号
平成24年12月４日までの住所仙台市若林区沖野２丁目31番14号、現在の住所山形市以下秘匿
債務者　冨士原千里（昭和53年８月７日生）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４８号
岡山市中区穝東町１丁目14番46号ハートピア７番館101号
債務者　坂本　晋一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
愛媛県松山市和気町２丁目950番地
債務者　中村　幸広
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
熊本市北区植木町大和20番地12
債務者　伊東　利章
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号
神戸市北区上津台６丁目37番15号
債務者　藤井　道隆
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地32
債務者　亀田　彰一
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里内友貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
秋田県大仙市太田町国見字庚申塚47番地１
債務者　戸澤　学
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所大曲支部